

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

福祉推進校事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、小・中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として福祉推進校を指定することにより、社会福祉への理解と関心を高め、「ともに生きる力」を育み、豊かな人間形成を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下、「本会」という）とする。

(事業の対象)

第3条 本事業の対象は、市内の小・中学校および高等学校に公募し、予算の限度内で指定を行うものとする。

(指定期間)

第4条 福祉推進校の指定期間は、原則として3年間とする。ただし、その事業内容等を勘案し、対馬市社会福祉協議会長（以下、「本会会長」という）が認めた場合は指定期間を3年間延長することが出来る。

2 指定期間が終了し、新たに指定を受けようとする場合は、前指定終了後1年間経過しないと指定を申請することが出来ない。

(福祉推進校の活動及び事業)

第5条 福祉推進校においては、それぞれの学校や地域の特性を生かし、独自の工夫と計画に基づき、次のような活動を展開していく。

- (1) 社会福祉についての学習、調査、研究活動
- (2) 福祉講演会、映画会、展示会等の開催による啓発活動
- (3) 社会福祉施設等への訪問、見学及びボランティア活動
- (4) 地域社会で生活している高齢者、障害児者などとの交流及びボランティア活動
- (5) 社会福祉関係行事への参加及びボランティア活動
- (6) 学校（学級）新聞等の作成及び配布などの広報活動
- (7) 体育祭、文化祭等学校行事への高齢者、障害児者などを招待する活動
- (8) 推進校相互間の交流活動
- (9) 家庭、地域社会への啓発活動
- (10) その他、必要な活動

(助成額等)

第6条 この助成金の交付額は、毎年度5万円を限度とし、事業計画等を勘案して本

会会長が決定する。ただし、第4条の規定により延長した期間の交付額は、3万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付申請は、次に掲げる書類を添えて本会会長に提出するものとする。

(1) 福祉推進校事業申請書(様式第1号)

(2) その他本会が求めるもの

(交付決定及び通知)

第8条 本会会長は、この助成金の交付申請があったものに対し適正な審査をした上で、助成金の交付をすべきものと認められたときは速やかに助成金の交付を決定し、その内容を助成金の申請をした学校長に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 この助成金の交付決定の通知があったときは、助成金請求書(様式第4号)を本会会長に提出するものとする。

(本会が行う役割)

第10条 本会は、福祉推進校に対して活動の促進を図るため次のような協力を行う。

(1) 活動費の助成

(2) 福祉推進校連絡会議の開催

(3) 学習会、研修会等の講師、助言者の斡旋・派遣

(4) 関係機関との連携

(5) 研究、調査等に必要な資料の提供と機材、視聴覚教材の貸出

(活動実績の報告及び精算)

第11条 福祉推進校は、次に掲げる書類を添えて毎年度本会会長に提出するものとする。

(1) 福祉推進校事業実績報告書(様式第3号)

(2) その他本会が求めるもの

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日より施行し平成19年5月25日より実施する。

2 この要綱は、平成22年4月1日より改正実施する。